

大阪府環境教育における体験の機会の場の認定に関する事務の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。）に定める事項のほか、知事が体験の機会の場を認定するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領の用語の意義は、法の定めるところによる。

(認定を受けることができる者)

第3条 認定を受けることができる者は、法第20条で定める者とする。

(申請)

第4条 認定を受けようとする者は、省令に定める様式第七による申請書を作成し、別表1に掲げる書類を添付のうえ、知事に申請しなければならない。

(認定)

第5条 知事は、前条の申請書を受理した際は、大阪府教育委員会と協議のうえ、法及び省令に掲げる認定の基準に該当すると認めるときは、体験の機会の場として認定する。ただし、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第1号から第4号及び第6号に該当する者は除く。

2 知事は、前項の認定の審査のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は現地調査をすることがある。

3 知事は、第1項の認定をしたときは、申請者に様式第1号による認定証を交付する。

4 知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が法第20条第1項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合は、その理由を示して、その旨を申請者に様式第2号により通知する。

(有効期間)

第6条 知事は、認定の申請に係る提供する期間を考慮して、5年を超えない範囲で、認定の有効期間を定める。

(変更及び廃止)

第7条 認定を受けた者は、法20条第3項各号に掲げる事項を変更したときあつては、別表2の書類を添付のうえ、省令で定める様式第八、認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときあつては、省令で定める様式第九により、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出は、当該変更のあつた日又は認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときから30日以内にそれぞれ行うものとする。

(更新)

第8条 法第20条の2第2項の有効期間の更新を受けようとする者は、省令で定める様式第十による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の認定の更新申請は、認証有効期間満了日の30日前までに行うものとする。

3 第1項の更新申請に係る認定は、第5条各項の規定に準ずるものとする。

(運営の状況の報告)

第9条 法第20条の4第1項の規定による報告は、省令第12条に掲げる事項を記載した報告書を、毎年度4月30日まで(認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、当該日から30日以内)に知事に提出しなければならない。ただし、当該認定に係る体験の機会の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等4月30日までの提出が困難であるときは、当該事業終了後30日以内に報告するものとする。

(助言等)

第10条 知事は、法第20条の4第2項の規定のほか、認定体験の機会の場の提供の適正な実施及び運営を確保するために、必要に応じて現地調査をすることがある。

(認定の取消し)

第11条 知事は、法第20条の6第1項に規定する取消しをしたときは、様式第3号により通知する。

(認定証の返還)

第12条 認定を受けた者は、認定体験の機会の場の提供を行わなくなったとき、又は前条による認定の取消しを受けたときは、認定証を返還しなければならない。

附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月9日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月23日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附則

この要領は、令和3年11月29日から施行する。

別表 1

添付書類
①申請者が個人である場合は、その住民票の写し（発行日より3箇月以内のものに限る）
②申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（発行日より3箇月以内のものに限る）又はこれらに準ずるもの
③申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面
④申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の実績を記載した書類
⑤申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
⑥認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類
⑦認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類
⑧認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類
⑨認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書（発行日より3箇月以内のものに限る）又はこれに準ずるもの
⑩認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書
⑪その他参考となるべき事項を記載した書類
⑫暴力団又は暴力団員、暴力団密接関係者でない旨の誓約書（別記様式第4号）

別表 2

変更した事項	添付する書類（申請時に提出した書類のうち変更したもの）
①氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名	別表1の①、②、③、⑫
②体験の機会の場の名称及び所在地	別表1の⑤、⑧、⑨、⑩、⑪
③当該体験の機会の中で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	別表1の⑤、⑥、⑦、⑧、⑪
④認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の対象となる者の範囲	別表1の⑤、⑥、⑦、⑧、⑪
⑤認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業のために当該体験の機会を提供する期間	別表1の⑤、⑦、⑪

様式第1号

大阪府指令 第 号

住所
氏名

年 月 日付け第 号で申請のあった体験の機会の場については、下記のとおり認定
します。

年 月 日

大阪府知事 氏 名 印

記

体験の機会の場の名称及び 所在地	
体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する 事業の内容	
体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する 事業の対象となる者の範囲	
認定する期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第2号

大阪府指令 第 号

住所
氏名

年 月 日付けで提出のあった体験の機会の場の認定申請については、下記の理由により認定しないこととしたので、通知します。

年 月 日

大阪府知事 氏 名 印

記

(認定しないこととした理由)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表するものは大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号

大阪府指令 第 号

住所
氏名

年 月 日付け大阪府指令 第 号で認定をした体験の機会の場合については、下記
のとおり認定を取消したので、通知します。

年 月 日

大阪府知事 氏 名 印

記

体験の機会の名 称	
体験の機会の名 称の所在地	
取 消 し の 理 由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表するものは大阪府知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号

誓約書（暴力団又は暴力団員、暴力団密接関係者でない旨の誓約）

私は、「体験の機会の場の認定」を申請するに当たり、下記の内容について、誓約致します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

私は、大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
私は、大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
申請書類に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	はい・いいえ
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する 暴力団 、同条第2号に規定する 暴力団員 、同条第3号に規定する 暴力団員等 及び同条第4号に規定する 暴力団密接関係者 には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の 暴力団 、 暴力団員 、 暴力団員等 及び 暴力団密接関係者 が経営に事実上参画していません。	はい・いいえ
体験の機会の場として申請する土地又は建物は、大阪府暴力団排除条例第2条第6号に掲げる施設又は施設の区画された部分のいずれにも該当しません。	はい・いいえ

年 月 日

大阪府知事 様

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

暴力団等審査情報

「体験の機会の際の認定」の申請を行うにあたり、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	か(半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。

※性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）